

し自らその飯場主となるべく企圖し豫てより近藤組朝鮮人仲仕を目標に策動中の虜遂に一月十八日待遇改善の要求を提出せしめたるに因る。

十一、要求事項

- 1、封建的飯場を撤廢すること
- 2、賃金を三割値上すること
- 3、賣店を遊業組合法による組織に改革し、安い品を賣ること
- 4、夜雑増を支給すること
- 5、退職手當法による手當を出すこと
- 6、ムシロ引賃を従業員に與ふること
- 7、中野文吉を復職させること
- 8、食事の時に茶を出すこと

十二、團體交渉権を認むること
十三、經 過

1、争議團體

一月十八日西藤争議部長野見山武志外一名の幹部來發し午前十一時近藤組を訪れて要求書を提出回答を求めたる處近藤組に在りては譲敗し翌十九日回答を約したのである。

組合側は事業主の仲仕補充に努め居るを深知し直ちに要求事項を記したピラを人夫に配布せしめて備業の準備を整へ翌十九日更にピラを撤布し争議團本部を戸畑町舊労働學院に設置し夫々役割を決定したのであるが、午前十一時頃組合幹部並強硬分子たる朝鮮人三名は無智なる朝鮮人を徒らに煽動するものなりとて所轄戸畑署に検束さ